

## 第8章 ケース・スタディー「コルフォックス中高等学校建設運営事業」

地方団体のPFIによる事業として3番目に契約締結されたドーセット・カウンティの「コルフォックス中高等学校建設運営事業」について、実際の訪問によるインタビューの内容をもとにその概要を説明する。

当該事業は、4Psから草分け的事業として認定されており、タスクフォースのホームページからケース・スタディー書「COLFOX SCHOOL DORSET, A Case Study on The First DBFO School Project」をインターネット上で入手できるので、参考までに、そのアドレスを紹介する。

<http://www.treasury-projects-taskforce.gov.uk/studies/lcase0.htm>

なお、この事業は、大蔵省タスクフォースによる「ステップ・バイ・ステップ・ガイド」が発表される前から進められていたので、事業の進め方は、現在モデルとなっている考え方と若干異なっていることを、始めに断っておく。

### 1 自治体の概要

ドーセット・カウンティ・カウンシルは、イングランド西部に位置する人口約65万人のカウンティである。カウンティ内には、小学校（5～11歳対象）が138、中・高等学校（11～18歳対象）が37、特殊学校が6ほどある。

1997年度歳出決算額は約3億1400万ポンドである。これは、自治体の再編が進み、カウンティ内にボーンマス及びプールの2つのユニタリーが設立される前と比較すると42%の減少となっている。

### 2 事業の概要

対象の学校は、1956年に定員650人として建設された中等学校（男女共学、11～18歳）であるが、その後、建物の老朽化が進む一方、1999年には生徒数が1,060人に増加することが予想されており、校舎の建て替えの必要性が生じていた。そこで、1993年に対応を検討し始め、1995年12月には従来の方法で同一敷地内での建て替えを行うという結論に達する。しかし、自治体の再編が進み、カウンティ内にボーンマス及びプールの2つのユニタリーが設立され、ドーセット・カウンティ・カウンシルの財政規模は半減し、従来の手法による建て替えが予算の制約から事実上困難になった。

時を同じくして、1995年10月に保守党政権が地方団体のPFIによる事業を推進する立場を表明したので、ドーセット・カウンティ・カウンシルは、その方法を模索し始め、1997年11月に地方団体の教育分野では初めてのPFIとして契約締結に至った。

契約は、民間部門が事業の設計、建設、資金調達そして運営を行うことにより、老朽化した中・高等学校の建て替えに加え、校舎や校庭の維持管理などの運営を行う。

また、民間部門は、事業計画書をドーセット・カウンティ・カウンシルに提出し、同意が得られれば、スポーツ設備や全天候夜間対応型競技場を第三者（一般）に開放し、利用料を徴収することも可能となっている。

公共部門（学校側）は、教員の給与の支払いや教育内容、クラス分けなど、教育の内容に関する責任を有している。

利用料の支払いは、サービスが提供されてはじめて（学校が使用可能となってはじめて）行われる。

また、カウンティは、施設やサービス内容の変更を要求することができるが、民間部門はそれに必ずしも応じる義務はない。基本的には、話し合いによる解決が必要となる。

主契約の他にカウンシルと金融機関との直接合意（図6の※1）、カウンシルと学校理事会との合意（図6の※2）がある。

※1 事業開始後、主契約の履行が困難と思われる場合、またサービス提供者の債務不履行が起こった場合に、カウンシル及び金融機関が運営に介入し、他のサービス提供者を任命する権利を取り決めた合意。

※2 学校理事会に委譲された権限とともに移っていた財源を、当該PFI契約の利用料の一部とするための合意。

契約期間は30年で、契約終了後、ドーセット・カウンティ・カウンシルは、①現在の契約者と5年間の延長契約を結ぶ、②現在の契約者を除いた入札を行い5年間の契約を結ぶ、③民間部門が校舎を処分するといういずれかの方法を選択することになる。

なお、当事業は、外部アドバイザーにかかる費用に関して、教育雇用省から補助金を得ている数少ない地方団体の一つである。

PFIによる事業を行う場合には、公共部門はプロジェクトチームを発足させることが必要といわれている。ドーセットの場合、構成員は次のとおり。

- 事業マネージャー（出納部次長）
- 校長（Head Teacher）
- 顧問弁護士
- 建築士
- ドーセット・カウンティ・カウンシル教育部計画開発部長
- 外部からの財政及び法律専門アドバイザー
- プライベート・ファイナンス・パネル・エグゼクティブ代表者（現在は、4Psがこの役割を担うことになる）

今までの経緯及び今後の予定については、次のとおり。

1996年	2月	カウンティがPFIにより事業推進を決定
	2月～4月	教育雇用省と協議、PFIの可能性を探る
	4月	プロジェクト・チーム発足
	7月	ECオフィシャル・ジャーナルに広告、業者への概要説明
	8月	申込のあった12団体の事前資格審査
	9月	条件交渉のために12団体から4団体を選定、条件交渉開始
	12月	入札実施
1997年	2月	第一順位（最も望ましい入札者）及び第二順位入札者を決定
	7月	商業面での条件に合意
	11月	財政面での合意及び事業着手
1998年	11月	全天候夜間対応型競技場完成
1999年	7月	新校舎完成
	8月	旧校舎解体
	9月	サービス提供開始
	12月	校庭の修復

以下は、インタビュー形式で意見を聴取した内容である。

### 3 基本的な考え方に関する事項

#### (1) 官民の役割分担とリスク負担について

リスクをどのように分担するかが、最も重要な事項の一つである。リスク移転で気をつけなければいけない点は、リスクを移転すればするほど、支払額が高騰するということである。そこで、リスクを最も適切に管理できる部門がそのリスクを引き受けるべきである。

当カウンシルの場合には、需要に関するリスク（生徒数の予想）については、公共側に残した。これを移転することは制度上可能だが、支払いができなくなってしまう。

移転した主なリスクは次のとおり。

- 建設に関するリスク（期限内に予算の範囲内で建設すること）
- 法律・規制に関するリスク（防災に関する規制、衛生上及び安全面に関する規制といった一般的なもの）
- 設計に関するリスク

カウンティに残ったリスクは次のとおり。

- 生徒数の予測という需要（量）に関するリスク
- カウンティや学校理事会の方針変更から生じる負担（特別法の改正を含む）
- 物価上昇に関するリスク（利用料は、原則として、GDPデフレーターといった指標で変化する余地がある）

共有しているリスクは次のとおり

- 残余価値に関するリスク
- 新たな立法により、新たな資本投資が必要となった場合のリスク
- 不可抗力に関するリスク
  - サービスが提供されなくても、カウンティは最低補償額を支払う。
  - 上記の状態が長期に渡る場合には、契約の取り消しができる。

## (2) 民間部門との役割分担について

民間部門が提供する主なサービス内容は、次のとおり。

- 給食
- 清掃
- 警備
- 校舎及び付随する施設の維持管理
- 校庭の維持管理
- インフォメーション・テクノロジー（コンピューター等）
- 備品
- 光熱水の供給

カウンティが行うものは、次のとおり。

- 教育（教員の採用を含む）
- 事務管理（事務職員）

## (3) PFIのメリットについて

- 政府からの補助金を受けられる（PFIクレジット）こと
- リスクを民間部門に移転できるので、今までではそのリスクの管理のために割いていた時間を、事業計画や別の事業計画のために使うことができるようになり、人材の有効活用が図れるようになること
- PFIを採用することにより、事業の総事業費やインフラ事業の総価値を再確認することができるようになったこと

## (4) 落札した民間部門の会社の概要について

コンソーシアムを形成する企業は、建設および鉄道運営会社の子会社である。そのコンソーシアムの中に、系列企業である建設会社およびサービス運営会社があり、さらに下請け企業がある。

## (5) 監査官の役割について

顧問監査官 (Council's Auditor) が、すべての段階で関与して、定期的にカウンシル及び地区監査官 (District Auditor) と協議している。しかし、特に報告書等は作成していない。地区監査官は、大蔵省タスクフォース・事業チームに、疑義がある場合には照会している。

PSCが適切かどうかは、当事業とは無関係の外部監査官 (External Auditor) にチェックを依頼した。

#### (6) PFIによる事業を進める上で重要な点について

- ショート・リストへの選定
- 最も望ましい入札者の選定
- 契約書の締結

これらは、すべて委員会または本会議の承認事項であった。

なお、議会の承認なしに進め、最終的に議会の反対から事業を中止するような事態が生じることを出資者となる銀行は嫌がるので、この承認手続きが議会によって適切に行われることが重要である。

#### (7) 地域住民への広報

1997年夏に、トレーラーを使ったPFIプロジェクトの展示会を実施し、当事業の概要やPFI自体の理解を深めるために開催した。

住民の事業への反応は、生徒及び両親は賛成した。これは、ウェストミンスター区が学校事業を行うのに際し、父兄からの反対にあったのとは対照的である。

近隣の学校は、コルフォックスの事業は、先進事例であり、政府からの特恵があるのではないかと羨ましがられた。

#### (8) PFIとJVCの違い

PFIの場合には、リスクを分担することが前提であり、民間に移転したリスクは公共部門は保証しなくて良いというように、非常に責任が明確である。

イギリスのJVC（パートナーシップの一類型）については、責任の所在が曖昧となる可能性が大きい。ドーセットは、それについても、モデル事業を展開中だが、PFIよりも責任の所在という点でより複雑になる。

PFIについてもいえることだが、経営により多くの組織が関係すればするほど、運営が困難になる。

ドーセットのPFIの場合、ジャービスの子会社のみが関与しており、非常にやりやすい形態となっている。

#### (9) どの部門が事業の出資者を捜すのか

SPVが、出資者（銀行）を捜す。

#### (10) 基本方針について

交渉の過程で、リーズナブルな基準を設定し、あまり厳しすぎるものは作らなかつた。

また、第三者からの収入や、インセンティブを高めるための減額制度などを設けた。例えば、サービス水準が満たされないための減額制度としては、1回のサービス提供ミスを1ユニットとして、はじめの1ユニット及び2ユニットは係数1をかけ、3ユニット目は係数3を、4ユニット目は係数6を、5ユニット目には係数12をかけてポイント化するというようにして、なるべく、ミスを多くさせないようにした。

なお、いずれかの教室がのべ6日間利用できない場合には、カウンシルは契約を取り消すことができることになっている。

#### (11) SPVが倒産した場合等

- サービス提供開始後は、それほど複雑ではなく、介入権が行使されるだけである。
- 施設建設中のSPV倒産の処理が最も複雑である。ドーセットの場合、校舎が予定日までに完成しなければ、授業に支障がでてくる。そこで、SPVが期限までに完成できない場合に備えて保険をかけており、それを活用して、カウンシルが新たな建設会社に建設を委託する。
- 自治体再編が起こり、カウンシルが教育に関する権限を失った場合にも、引き続きカウンシルが利用料の支払いを続けることになるが、その際には、引き続国からRSGが交付される。

#### (12) 事業出資者（銀行）との直接合意

サービス提供者の債務不履行があった場合（十分にサービスを提供しない場合）には、次の取り扱いをする。

- ① 出資銀行が介入権（step-in right）を行使し、当該契約のサービス内容を履行する別のサービス提供者を任命する
- ② ①が不可能だった場合には、カウンティ自らがサービス提供者を捜す
- ③ 最終的には、カウンティ自らがサービス提供主体となることも可能である

### 4 計画初期段階について

#### (1) 「アウトプット仕様書」「事業計画概要書」について

- アウトプット仕様書(Output Specification)

サービスの基準 (standard service) を定めたもので、当自治体の場合には、16分野に及んでいる。サービスの基準の定め方としては、ひと月に何回芝刈りをするというのではなく、芝の長さは5センチ・メートルに保たれていること（つまり、芝刈りの回数ではなく、芝の長さ）、というように、手段は民間部門に任せる記述をしている。一般的項目及び個別項目と分けてあり、厚さは10センチ・メートル程度あった。

細かい内容では、机やイスの数、及び耐用年数、気温、空気の質、教室のきれいさ、などについて定めている。

民間部門は、この仕様書をもとに入札用の書類を作成し、カウンシルは契約締結後、この仕様書をもとにサービスが適切に提供されているかどうかチェックすることになるので、この仕様書は、PFI事業において最も基本的かつ重要な書類である。

ドーセットの場合は、サービスが適切に提供されているかどうかのチェックは、契約管理室 (County Contract Unit) が担当し、サービスの水準に応じて利用料を支払うことになる。なお、この契約管理室は、CCTやPFI、その他、外部委託契約等、カウンティのすべての契約についてその管理を行っている部である。

#### ●事業計画概要書 (Outline Business Case)

これは、次のものを含んでおり、PFIクレジットの交付を受けるためにPRGに提出した。

- ・アウトプット仕様書
- ・契約書案
- ・PFI以外の事業方法との比較検討結果
- ・銀行との直接合意事項
- ・監査官の意見
- ・リスクの分析・移転
- ・PSCとの比較
- ・その他

#### (2) 関係書類の作成費用について

契約締結に至るまでのコンサルタント料（基本的には、財政面のアドバイス）は、20万ポンドである。また、職員の人事費は、時間から換算すると22万5千ポンドであった。なお、当事業は、外部コンサルタント料20万ポンドのうち、12万ポンドが教育雇用省から補助されている。

また、この当時は大蔵省タスクフォースの前身であるPFPFからアドバイスを受けている。

### (3) PSCについて

地区監査官が、VFMを達成するために、契約のすべての段階で関与していたが、特に書類は作成していない。外部監査機関（Price Water House）にチェックをさせ、PSCが適切なものであることを確認している。

ディスカウント・レイトは9%とした。当時大蔵省は標準のディスカウント・レイトを6%としているが、これは強制ではない。そこで、当カウンティでは、インフレ等を勘案し、9%と設定した。実際の契約金額は、PSCより2%低いものとなった。

## 5 資格審査について

### (1) 従来の資格審査と比較して、PF1の場合には異なる資格審査をするのか。

バランス・シートを過去3年間確認した。

ECオフィシャルジャーナルで告示し、最初の事業説明会には、銀行、建設会社、運営会社、土地開発業者など約50社程興味を示したが、経験を考慮し、資格審査の結果12社に絞った。その12業者に対しては、コンソーシアムを形成するよう申し入れた。その後、詳細の交渉のために4業者に再度絞り込み、入札用の書類（tender's documents = ITN Documents）を渡した。それに基づき応募者は事業提案書を提出した。その後、入札の結果、最も望ましい入札者と第2順位を決定した。このITN Documentsには、アウトプット仕様書や基本的な契約条項が記載されている。

なお、最初の説明会において、会場に集まった業者同士で名刺交換が始まり、最初の説明会の時にいくつかのコンソーシアムが形成され、急に業者数が減った。

### (2) 地元企業には何か配慮があるのか。

特に配慮はない。結果として、全国レベルの企業が落札したが、その企業は地元の住民を事業に使うなどして、雇用面で役立っている。

## 6 条件交渉について

### (1) 最も好ましい入札者を決める際の主な評価基準は何か。どのように優先順位をつけたのか。

次の評価事項を中心にして、詳細に渡り検討した。検討するに際しては、応募者が自らの提案を説明する時間を設けている。

- ITN Documentsに沿ったのものであるか
- VFM
- 財政的実施可能性
- リスク配分
- 建設方法
- 学校側及びカウンティ側の要求をどのように受け止めているのか
- コンソーシアムの形成内容

- 運営管理に関する提案内容
- 第三者からの収入をどのように増やすのか
- 備品関係

(2) 落札できなかった業者には、何か補償があったのか。  
まったくない。

## 7 資金及び支払いについて

### (1) 補助金について

#### ①中央政府からカウンティへ

PFIクレジットにより、地方交付金（純現在価額net present value=総事業費の70%）が交付される。これは建設費分という考え方であった。

なお、利用料は、定額であり、それから減額するというポイント・システムを採用している。少なくとも20%はサービス水準に応じて減額されるようになれば、PFIクレジットを受ける際の承認が難しくなる（資本財政規則第40条、契約構造テスト）。

#### ②カウンシルから民間セクターへ

全くない。しかし、土地はカウンティーが無償で提供している（所有権はカウンティに残る）。

次の場合もそうだが、民間部門への補助等があると、PFIクレジットのための国の基準を満たすことが難しくなる。PFIの原則として、リスク移転を徹底しなければならないからだ。

#### ③他の公的機関（宝くじ等）から民間セクター

全くない。

#### ④その他

第三者からの収入（学校施設を第三者へ貸し出すことにより、収入を得ること（内容については、ドーセットの許可が必要とされる））を予定している。予想では、年間1万3千ポンドの収入が見込まれ、それを原則として民間部門とドーセットが折半することになる。

(2) 契約全期間に渡る支払い計画及び年間の支払い計画について  
契約総額は、30年で、2,210万ポンドである。

財源の内訳、

交付金	1, 540万ポンド (PFIクレジット) (総額の70%)
カウンティ	460万ポンド
学校理事会	210万ポンド (delegated value)
合計	2, 210万ポンド

なお、契約期間は30年にも関わらず、実際には交付金は70年かけて支払われる所以、毎年の支払額の70%が国から交付されるわけではない。そこで、カウンティは、その差額の財源をどこからか見つけなければならないことになる。

年間支払額は、222万ポンドであるが、これは、サービスの水準により減額されることとしている。また、翌年度以降は、5つの要素にわけ、GDPデフレーターといった、物価上昇を考慮した係数を乗じ、その和を利用料とすることとしている。

年間支払額222万ポンドの内訳、及び翌年度以降の支払いは次の計算式による。

	初年度	それ以降の増加分
資本投資分Capital Cost Component	0.45	3% (固定)
資金調達分Financing Cost Component	1.13	—
運営分Operating (FM) Component	0.47	* GDPデフレーターによる
法制度改正リスク分Legislative Risk Component	0.01	* GDPデフレーターによる
修繕費分Sinking Fund Component	0.16	* GDPデフレーターによる
合計	2.22 (百万ポンド)	

(注) 「\* GDPデフレーター」によるのが原則となっているが、小売物価指数 (Retail Price Index, RPI) との乖離が1%を超える場合には、その中間値を係数とする。

(3) その支払いは、経常会計から行われるのか、資本会計から行われるのか。  
経常会計から支出される。

(4) PFI以外の手法をとった場合の自治体の財源について

仮に、PFIの手法を採用しなかった場合には、カウンシルは、教育雇用省から起債許可 (Basic Credit Approval) を受けることになる。しかし、教育分野では350万ポンド分しか起債許可の枠がないこと、また、議会は負債をしないという方針をとっているので、カウンシル・タックスを上げるしか道は残されていなかった。そこで、PFIを採用した。

## 8 職員について

サービス提供が始まると、職員の異動や人員の整理が行われるのか。

ほとんどない。用務員1名、コンピューター技師1名、昼食時の介助者2名が、TUEのもと、民間部門に移転することになる。教育内容については、行政側が担当するので、変更はない。

給食等のいくつかのサービスは、既に外部委託されているものもあり、それらの従業員の身分保障については、T U P E に抵触しないように民間部門（S P V）が対応することとなっている。

## 9 その他

### （1）最も障害となったことはなにか

アウトプット仕様書に机やイスなどの金額を記入してしまったために、民間部門が入札に際してそれに非常に近い数字を提出してきて、インセンティブが働くなくなってしまった。

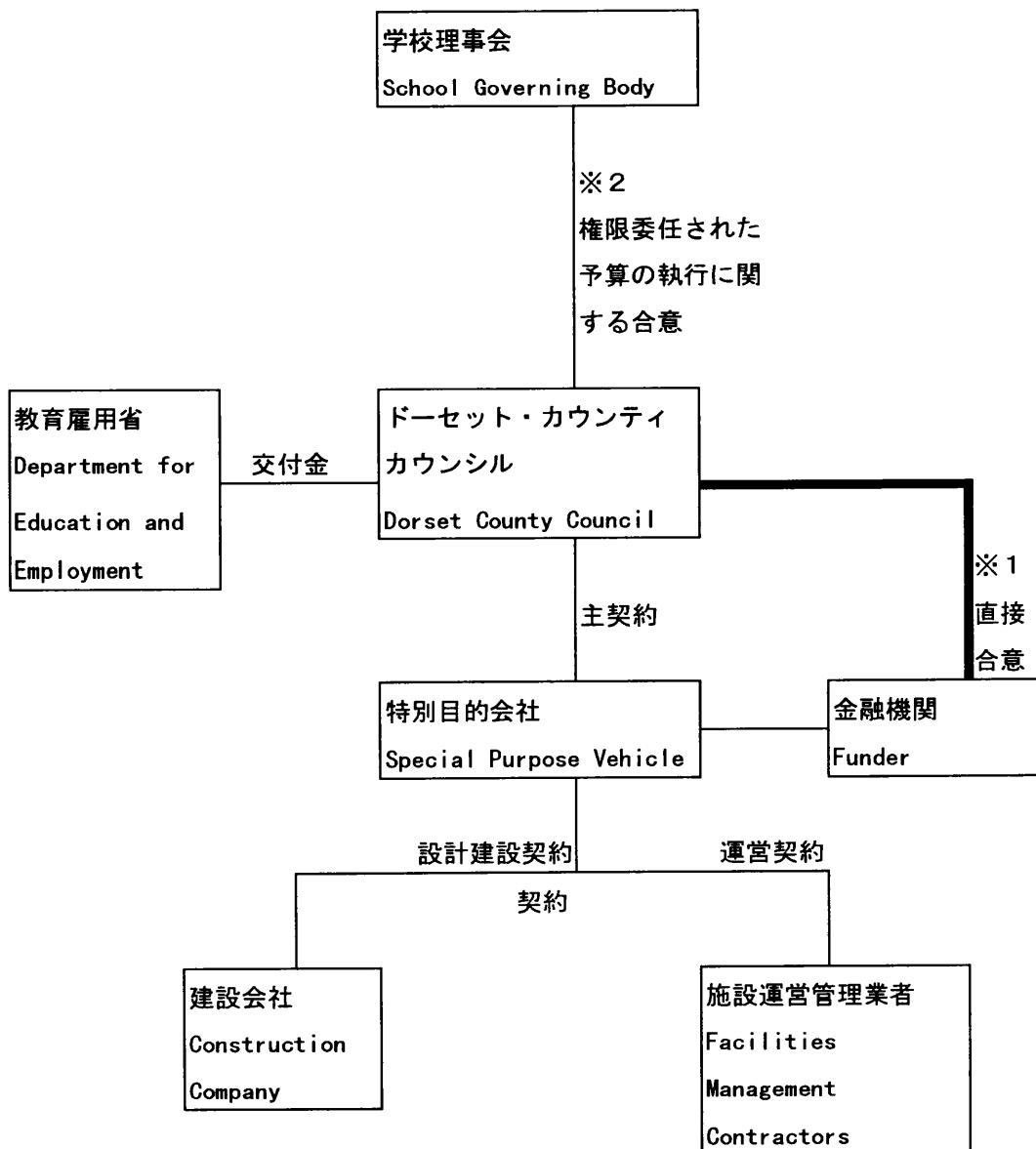
### （2）貴方の経験から何かアドバイスがあればお聞かせ願いたい。

出資者（銀行）はなるべく早くの段階から関与させた方がよい。ある程度、民間部門と話がまとまった後で、銀行を加えると、銀行が気に入らない項目についてなかなか納得せず、場合によっては、話が振り出しに戻ってしまうというような時間の浪費につながる危険性があるから。

アウトプット仕様書は、P F I クレジットの獲得から民間部門への説明、そして契約条項、契約締結後サービス内容のモニター（監視）のために使われる所以、P F Iにおいては最も注意して作成しなければならない。

早期段階で、学校の教育者からのアドバイスを取り入れなければならない。アウトプット仕様書及び入札内容が一致していても、教育面でのクレーム（教室の位置、入り口の大きさ等）があり、事業費がかさむ結果となった。

図6 関係機関図（ドーセット）



(出典 Colfox School, Dorset A case Study on The First DBFO School Project, Treasury Taskforce)

## 第9章 アドバイザー

### 第1節 アドバイザー

PFIにより事業を実施する場合には、財務面、法律面、技術面、プロジェクト・マネージメントといった全般に渡り、今まで公共部門が有していた知識では、不十分な点が生じている。そこで、外部から特定分野に精通している専門家を任命することが必要となってくる。

そこで、タスクフォースでは、より質の高い外部アドバイザーを効果的に任命するための手続きやチェックリスト、評価基準等を例示した手引きを作成している（Technical Note No. 3 “How to Appoint & Manage Advisers”）。それによると、アドバイザーの種類等は次のとおりである。

#### 1 アドバイザーを必要とする場合

一般的には、次の時点でアドバイザーを任命するかどうか検討することになる。

- PFIによる事業実施の可能性を検討する時（この時のアドバイザーが、調達手続き全般にわたりアドバイザーになるとは限らない）
- PFI調達手続きを進める時

#### 2 アドバイザーの種類

アドバイザーの種類は次の4分野があげられる。

##### ●財務面のアドバイザー (financial)

銀行、会計事務所などで、公共部門が知らない商業上の規則等を知っていること、プロジェクト・ファイナンスの経験があること、商取引から生じる様々なリスクを説明できることといった点が重要である。

##### ●法律面のアドバイザー (legal)

法律事務所で、PFIに関連する法令を熟知し、プロジェクト・ファイナンスの経験があること。

また、タスクフォースの示すガイドライン等に沿った契約に関する一連の書類（契約書そのものを含む）を作成でき、契約案については、そのリスク配分を説明できること。

##### ●技術アドバイザー (technical)

（建物）鑑定士、建築技師、プロジェクト・マネージャー、保険数理士、法律事務所など。

アウトプット仕様書やPSCの作成に際する技術的な面や、公共部門から民間部

門への職員の移転にともなう年金問題などについてアドバイスをする。

●プロジェクト・マネージメントのアドバイザー (project management)

少なくとも、タスクフォースの発行しているStep-by -Step Guideを熟知しており、事業の実施や調達手段、事業の進捗状況を担当する。

### 3 アドバイザーと職員

どの分野のアドバイザーにどのような責任を持たせて任命するかは、不必要的アドバイザーを任命しないためにも、非常に重要な点となる。

原則として、はじめに、職員の中で十分な知識を有している者（例 弁護士や会計士の資格を有している等）がいるかどうか確認した上で、足りない部分を補うという姿勢で外部アドバイザーを捜すことがのぞましい。

また、アドバイザーは、PFIの落札者を選定していく過程では、あくまでも中立の立場をとらなければならない。

### 4 現状

英国においては、財政面や法律面のアドバイザーが多く存在するが、1998年1月11日付けファイナンシャル・タイムズによると、現政権発足後PFIに関与している財政面のアドバイザーは15社、法律面のアドバイザーは25社程になっている。

このうち、法律面のアドバイザー費用について「Public Finance August 14-27 1998」に記述があったので、紹介する。

それによると、地方団体のPFIの場合、地方団体の費用は平均すると、2,500万ポンドから3,000万ポンド（50億円から60億円）の事業で、弁護士費用（Legal Fees）が20万ポンド（4千万円）かかるということである。

民間部門の支出はさらにかさみ、請負企業は50万ポンド（1億円）、銀行は30万ポンドから40万ポンド（6千万円から8千万円）支払うことになる。合計すると、100万ポンドから110万ポンド（2億円から2億2千万円）、契約総額の4%前後が法律費用という計算になる。

ちなみに、ドーセット・カウンティの学校建設運営事業の場合、事業費総額2200万ポンドで、アドバイザー料（法律面、財政面等）20万ポンド。それに加えて職員の入件費は22万ポンドかかっている。

労働党が政権をとった1997年5月から1998年11月までに資本価値にして約40億ポンドの契約が締結されている。それらの事業が成功するかどうかは、アドバイザーが適切かどうかが非常に重要であるといわれている。

## 第2節 法律面アドバイザー訪問

法律面アドバイザーの一つである法律事務所に訪問し、インタビュー形式で意見を聴取した。その内容は次のとおり。

### 1 訪問した法律事務所の概要

現在国レベルで3事業、地方自治体レベルで1事業の合計4事業について、法律面でのアドバイスを経験している。国レベルの事業では、DBFOスタイルの道路事業、地方団体レベルでは、ケア付き住宅事業などにアドバイスをしている。

### 2 聽取内容

#### (1) 契約書の作成及びリスク配分について

契約書の作成とリスク配分を分けて考えることはできない。また、契約の内容は個々の事業により異なる事に注意しなければいけない。

例えば、DBFOタイプの道路建設においては、設計、建設、資金調達、運営といったそれぞれの段階におけるリスク配分を検討することになる。

しかし、モデル契約書というものを作成することもある。一つの例として、道路事業における国の「モデル契約書」の作成があげられる。国では、PFIによる道路事業は8事業実施する予定であり、はじめに多額の費用がかかるモデル契約書を作成しても、その他の事業に応用できるため、結果として割安になるからである。

一方地方団体の事業においては、地方団体はそれほど多くの事業を展開しないため（類似の事業は通常その地方団体内では行われない）、モデル契約書を作成する必要もないし、そもそもそれを作成すると余分の費用がかかり、割が合わなくなる危険性がある。

いずれの場合においても、契約書（モデルを含む）を作成するためには多額の費用がかかることを念頭におかなければならない。

契約書を作成する際には、道路事業を例に挙げると、設計、建設、資金調達、運営といった点について力点を置いているが、最も重要な点は、「アウトプット仕様書」と「サービス提供の監視」に関する規定になる。

※なお、大蔵省タスクフォースは、コンサルテーション・ペーパーである「Taskforce Guidance on Project Agreements」を1998年9月25日に発行している。

#### (2) 利用料の決定について

公共側が支払う利用料を決定する要因は「利用可能性(availability)」と「パフォーマンス(performance)」である。さらに、需要に関するリスク(Demand Risk)を移転する場合には、「利用量(volume)」も要因になる。

当初、道路事業においては、需要に関するリスク(Demand Risk)を民間部門にすべて移転し、交通量に応じて支払いが行われる(陰の利用料、Shadow Toll)システムを採用した。当然利用料の上限が設定されている。当初、需要に関するリスクを民間部門に移転した理由としては、交通量が多ければそれだけ民間部門は利用料を受け取れるというインセンティブが働くと考えたからである。しかし、交通量という需要は、予測が困難であり、また監視するのに費用もかかる。そこで、現在は、道路の利用可能性という「利用可能性(availability)」に重点をおいたリスクの移転を検討している。しかし、利用可能性のみを決定要因とするのではなく、一部、量に応じた要素も残していく方向である。

刑務所事業においては、当初から「利用可能性」に重点を置いた利用料の設定をしている。これは、そもそも、囚人をどの刑務所に収容するのかという権限は当局にあるので、何人の囚人が自分の刑務所に収容されるのか民間部門にとっては予想が不可能だからである。なお、囚人が脱走した場合には、運営に関するリスク(operating risk)、特にセキュリティーの面で運営を怠ったという点で、利用料が減額されることになる。

カーライルの病院事業においては、需要に関するリスクはほとんど民間部門に移転していない。

### (3) 債務不履行による契約の取り消しについて

債務不履行については、その原因が公共部門にあるのか民間部門にあるのかにより取り扱いが異なるが、詳細については、契約の中に盛り込まなければならない。

民間側の債務不履行に対しては、その程度により対応が異なる。一つの例示だが、病院事業において、1時間ほど民間部門がサービスを提供できなければ1時間だけその改善のための時間を与える。それでも十分なサービスが提供されなければ、その1日分の利用料が支払われないという条項を設けることも可能である。

債務不履行の程度が著しい場合には、契約は取り消され、銀行側が介入権(Step-in right)を行使することになる。

公共部門に原因がある場合には、それ相当の補償を民間部門にしなければならない。特に、少なくとも民間部門の純残余価値(net residual value)は補償しなければならないと考える。この補償があるかないかが非常に重要であり、この補償がないと銀行が興味を示さない。

不可抗力による場合には、そのリスクを分担することになるが、その費用分担がど

うなるのか契約書に盛り込まなければならない。

出資している銀行が倒産した場合には、基本的に国内法の精算の手続きによる。銀行が出資する前であれば、その銀行を除外すれば足りる。出資した後では、当該銀行の出資分だけがPFI事業から除外されるとともに、精算手続きが当該銀行で開始される。しかし、通常はシンジケートの形成により多くの銀行が関与しているので、不足した資金についてはメイン・バンクが調整の任にあたる。

仮に、銀行の倒産により、民間部門が十分なサービスを提供できなくなった場合には、当該契約は取り消される。

#### (4) アウトプット仕様書を変更する場合

契約書は通常200～300ページほどになる。その契約書には、アウトプット仕様書を変更する場合の手続きを含んだ変更に関する規定も含まれている。

#### (5) どの段階から本格的に詳細な契約書作りが始まるのか

条件交渉への招待（*invitation to negotiation*, 第10段階）の段階で公共部門は、「求めるサービスの内容（アウトプット面）」「事業規模」「契約期間や利用料の支払い方法」といった入札者に必要な情報を提供し、入札者はその情報をもとに契約の詳細を詰めていくことになる。

最も望ましい入札者の選定（第12段階）及び次点者が選定されて初めて本格的な交渉が開始する。銀行側は、最も望ましい入札者への出資にしか興味を示さないので、この段階で本格的に銀行が加わることになる。

弁護士等のアドバイス料は非常に高額になるが、通常は入札者のリスクとされている。これは、ビジネスに内在するリスクと考えられているからである。

#### (6) 住民が被害を受けて訴訟を提起する場合（運営に関するリスク（*management risk*））

仮に住民が損害を受けたとして訴訟を起こした場合に、公共部門が被告になるのか、それとも民間部門が被告になるのかという点であるが、これは、責任の所在による。

病院事業を例に挙げると、基本的な考え方としては、医療行為に起因するものは公共部門が、それ以外については民間部門が被告になる。これは、責任分担の範疇であるが、多くの場合、この補償費用のための保険をかけており、この保険についても、契約の一項目となる。

国の道路事業については、基本的に中央政府が被告になる。これは、仮に民間部門が道路の維持管理及び運営を実施しているといっても、最終的なサービス提供責任者

は国であるという法的義務(statutory obligation)があるからである。なお、公共部門が損害を被った場合で、その原因が民間部門にある場合には民間部門に求償することになる。

#### (7) リスクの費用化について

リスクとその価格については、民間部門は、全体額として示す傾向にあり、一つ一つのリスクを費用化することをいやがる。しかし、他の事業者の事業内容と比較をする上でも、また、リスクをどちらが負担するか検討するためにも、なるべく個々のリスクを費用化すべきである。

#### (8) 公法関係について

国が実施する業務については、国がやらなければならない業務が法律で決められており、またその最終的な義務を民間に移すことはできないものが多い。しかし、PFIによる事業を実施する場合には、特に個々の法律を改正することではなく、既存の法律の範囲内で実施していることが多い。

地方団体が実施する場合には、国の場合と若干異なる。NHS団体の場合には法律を改正しており、また、地方自治体に対しても、地方自治（契約）法を1997年に改正し、PFIに関連する問題点を解決している。この改正が行われるまでは、銀行が地方団体のPFIに参加したがらなかった。

（注）越権行為となった場合には、契約自体が無効となる。

#### (9) 法律家の関わりについて

PFIにおいては、法律家を計画の早期段階から巻き込んで、公共部門のトップレベルの職員や会計アドバイザーを活用した、プロジェクトチームを発足させることが大切である。

その際に必要なアドバイザーは、地方自治制度に精通していることも必要だが、それ以上にプロジェクト・ファイナンスを熟知していることが大切である。

## 参考文献

- 1 Partnership For Prosperity the Private Finance Initiative, Treasury Taskforce, Private Finance, November 1997
- 2 Private Opportunity, Public Benefit, Progressing the Private Finance Initiative, Private Finance Panel, HM Treasury, November 1995
- 3 A Step by Step Guide to the PFI Procurement Process Revised April 1998
- 4 Local Government and the Private Finance Initiative, an explanatory note on PFI and Public/Private Partnerships in local government
- 5 Public Sector Comparators and Value for Money, Policy Statement No.2, Treasury Taskforce
- 6 How to Account for PFI Transactions, PFI Technical Note No.1, Treasury Taskforce
- 7 How to Appoint and Manage Advisors, Technical Note No.3, Treasury Taskforce
- 8 Colfox School, Dorset, A Case Study on The First DBFO School Project, Treasury Taskforce
- 9 Basic Contractual Terms, October 1996
- 10 Practical Guidance to the Private Finance Initiative: Writing an Output Specification, Private Finance Panel and HM Treasury's Private Finance Unit, October 1996
- 11 Further Contractual Issues, January 1997
- 12 Taskforce Guidance on Project Agreements, Treasury Taskforce, 6 October 1998
- 13 Conditions of Contract for the DCMF of a Custodial Service at Agecroft, Salford, H. M. Principal Secretary of State for the Home Department
- 14 Bate Recommendation, October 1997
- 15 Financial Statement and Budget Report 1997-98, HMSO
- 16 Financial Statement and Budget Report 1998-99, HMSO
- 17 The Private Finance Initiative: The First Four Design, Build, Finance and Operate Toads Contracts, Reported by the Comptroller and Auditor General, The Stationery Office
- 18 Public Private Partnerships Programme Report 1998, Public Private Partnerships Programme
- 19 Local Authorities and The Private Finance Initiative, A Consultation Paper

Prepared by the Private Finance Panel Executive, August 1995

- 20 a guide to Dorset County Council's Colfox School documentation, 4Ps
- 21 Financial Times, 14 November 1997, 24 July 1998, Stephen Cirelli,
- 22 John Bennett and Rob Hann, The PFI has it, Municipal Journal 26 September 1997
- 23 More Local Government PFI Projects Get Green Light, Press Release from DETR, 24 June 1998
- 24 Significant Projects List Published, Press Release from Treasury Taskforce, 10 February 1998
- 25 Geofery Robinson Unveils Second Significant Project List, Press Release from Treasury Taskforce, 21 October 1998
- 26 A process of cost confusion, by Bill Roots, Chief Executive of Westminster City Council, Local Government Chronicle, 30 October 1998
- 27 PFI lawyers: who do you brief?, Public Finance, 14-27 August 1998
- 28 Walk this way by Helen Sumner, Municipal Journal 30 October 1998
- 29 (財)自治体国際化協会、自治体国際化フォーラム別冊、英国の地方財政の動向、1998年
- 30 (財)自治体国際化協会、自治体国際化フォーラム別冊、英国地方財政読本—改訂版—、1997年

## 付録 アウトプット仕様書

アウトプット仕様書については、1996年10月に「アウトプット仕様書を作成するため (Writing an Output Specification)」というガイダンスが大蔵省から発表されている。ここでは、そのガイダンスをもとに説明する。

### 1 アウトプットの概念

PFIでは、従来の調達方法（例 資産の購入）と異なり、管理されたサービスを購入するという発想の転換が必要となる。

その際に、道路の使用者は、特に橋のタイプにこだわるのではなく、安全な橋の状態を必要としている、つまり、PFI契約においては、管理されたサービスというアウトプットが重要な要素になる。

この根底に流れているのは、サービスの提供方法を定めるよりも、アウトプットという結果に焦点を当てることにより、サービス提供者（民間部門）は提供手段の選択の幅を広げ、より革新的で柔軟性のあるサービス提供方法を選択することができるようになる。これが民間の経営ノウハウを活かして、より安くより良いサービスが提供されVFMが達成されるという考え方である。

そこで、どのようなものがアウトプットと考えられるか、いくつかの例を表に掲載した。

	アウトプットと考えられないもの	アウトプットと考えられるもの
体育館事業	体育館の建設	定期的なスポーツ施設へのアクセス
病院事業	暖房設備の設置	信頼のある熱供給
航空訓練校事業	航空機シミュレーターの設置	訓練サービスの提供
庁舎事業	事務所の建設	管理された設備の提供
インフォメーション・テクノロジー事業	コンピューターの導入	情報サービスの提供

### 2 アウトプット仕様書の作成

PFI調達手続きにおいては、包括的で正確なアウトプット仕様書が最も重要とされており、これが、今後の契約の基礎となる。アウトプット仕様書の中には、「核心となる要件」と「それ以外の事項」が示されることになる。核心となる要件は、公共部門が、

事業計画を変更しない限り、原則として変更できないほど確固たるアウトプットの要件である。その他の事項については、交渉により決まるといわれている。

そこで、核心となる要件と交渉により決まる事項とを明確に区別し、応募者が事業提案書を作成する際に革新的なアイデアを取り入れられるように必要十分な情報を提供することが大切である。その際に、公共部門の意図を正確に伝えるために、応募者に必要と思われる情報は、できる限り公開すべきである。

アウトプット仕様書の作成に当たっては、イギリスやヨーロッパの関連法令等に反してはならないのは当然であり、次の項目を記載しなければならない。

- 要件を明確かつ正確、論理的に記載すること
- （提供方法ではなく）提供されるものを記載すること
- 応募者に革新的な提案をすることを認められること
- 応募者が提供するサービスを見極め費用を算出するための必要十分な情報が提供されていること
- すべての応募者に平等の機会が与えられていること
- 契約に基づき提供されるサービス内容は常に監視されるという情報を示すこと

PFⅠにおいては、交渉を通じて契約事項を固めていくのが通常なので、アウトプット仕様書は、調達手続きの当初から固められているのではなく、交渉を通じて詳細を詰めた上で作成されていく。そこで、アウトプットは、ある一定の手段が好ましいとのではなく、様々な手法を考案できるようなものが望ましい。しかし、次のように、いくつかの事項については、交渉によって変更することが困難なものもある。

- ある程度、応募者がサービス提供のための最善の方法を探ることが可能なように、核心となる要件を固定させなければならない。
- いかなる場合でも、核心となる要件は、行政需要から認識されたものでなければならず、大きな変更を可能とするべきではない。
- ECオフィシャル・ジャーナルや条件交渉用書類の内容から大きく変更されたために、応募者の見解が変わってきた場合には、調達手続きを再度適切な段階からやり直すべきである。

PFⅠによる事業では、公共部門は25年以上に渡る長期間サービスを購入することになる。そこで、契約終了時には、もはやサービス提供開始当時のサービスが必要なくなることも予想される。この点を、できる限り協議するとともに、次の事項を認識することが必要である。

- 契約期間の途中で必要とされるサービスの内容が変わる可能性があること。そこで、適宜それを仕様書に記入することができること
- 現在予想できない要件があり、その要件を契約期間中に変更する可能性があること

このような、不透明な分野が多いと、その分民間部門は費用として見積もりに計上し、結果として、VFMを損なう恐れがあるので、不確定要素はなるべく少なくすることが望ましい。

十分な情報が得られると、ショート・リスト登録者に事業提案書の提出を求めることがある。そこで、条件交渉への呼びかけの前には、アウトプット仕様書の内容を確定しなければならない。

### 3 アウトプット仕様書の重要項目

アウトプット仕様書には、対象 (objectives)、目的 (purpose)、事業規模 (scope)、パフォーマンス・レベル (performance requirements)、適法性 (compliance)、制約 (constraints)、リスク配分 (risk allocation) そして代替案 (alternative solutions)について記載することになる。

#### (1) 対象

はじめに、最初の行政需要を立証する際に事業の対象を検討することになる。プロジェクト・チームは、十分に事業の対象を認識しなければならないが、具体的な事業実施方法 (solutions) まで想定するべきではない。

また、提供されるサービスを対象として検討すべきであり、資産を対象とすべきではない。

#### (2) 目的

事業の目的は、望ましいアウトプット内容を要約した高度な声明となる。事業が達成しなければならない目的は数多くあるので、その内容を吟味することは非常に重要である。事業計画の早期段階で、十分に検討されていれば、その後の交渉によりアウトプット仕様書の他の部分に大きな変更が生じたとしても、目的は変わらない。

事業の目的を常に確認することは、事業管理の過程を通じて非常に有効である。その際、PFIに内在する効率性を最大限に活かすために、民間部門により多くの裁量を与えることにより革新的な事業が展開されることが期待できる。

#### (3) 事業規模

事業の範囲を検討する場合には、次の点を検討することになる。

- 直接的または間接的に他の事業に影響を与える可能性があるか
- 政策の一環として行われるのか
- 事業規模は、拡大または縮小の可能性があるのか
- 他の財源を獲得する機会が拡大するのか

これらを検討することにより、事業規模の拡大や縮小、また、アウトプット仕様書の内容に影響を与える。

#### (4) パフォーマンス

運営に関して細部に渡るアウトプットを規定することにより、求めるパフォーマンスのレベルを定義しなければならない。この定義は、パフォーマンス達成手段を定義したものではないことに注意すること。運営期間に、どのようにそのパフォーマンスをチェックするのか考えながら、一定の水準が達成されなかった場合、一定の水準が達成された場合、一定水準以上のサービスがもたらされた場合にどのように評価すべきか検討する必要がある。

パフォーマンスの特性から、要件を規定することが困難になることも例外的にある。その場合には、「同等価値（equivalence）」という文言を使うことがある。特定の水準を明記することはできないが、採用されるべき同等価値（資格等）のものがある場合には、有効な記述方法である。

警察署関連など、ある行政分野においては、サービスの提供に関してかなり微妙な問題があり、過去の経験により、公共サービスを提供する際には強制的な基準として存在するような事項がある。そのような基準がある場合には、応募者にその旨を伝えることが必要である。

#### (4) 適法性（compliance）及び適合性（compatibility）

法令や政策との関係で、事業の適法性を検討しなければならない。また、現存システムとの適合性も検討しなければならない。

例えば、IT事業においては、現在業務で使用している様式に合わせなければならなかったり、道路事業においては、ハイウェー・エイジエンシーが現在使用している情報提供システムに適合しなければならないということである。

#### (5) 制約

PFMにおいては、民間が革新的な方法でサービスを提供するために必要十分な情報提供が求められるとともに、目的達成手段も原則として民間部門に任されており、制約

が少なければ少ないほどVFMを達成しやすいといわれている。しかし、いくつかの制約も存在するのも事実である。例えば、事業によっては、計画許可や認可を得なければならぬという制約がある。このように明確な制約や開発許可が必要であるという要件は、仕様書に記載されなければならない。

次に、いくつか制約の例を挙げる。

- 公共部門の勤務時間
- 建物へのアクセス
- 午後9時から翌日の午前6時までの間の建設工事の禁止
- 建設用資材運搬のために使ってはならない道路

#### (6) リスク

リスク及び責任の分配は、PFI契約の最も重要な要素である。民間部門の運営ノウハウから最大の効率を引き出すためには、リスクを適切に配分することが大切である。

仕様書には、リスクをどちらが負担するのか示すことになる。公共部門にとっては、管理することが非常に困難なリスクであっても、民間部門にとっては意外に容易なこともある。そこで、リスク配分の前提是、応募者が十分に処理できないと思われるリスクを除き、すべて民間部門に移転するということである。また、どちらの部門がリスクを負担するかどうか明確にすることにより、契約の条項や詳細について交渉がしやすくなることにもなる。仮に、リスクの移転について何も示さなければ、民間部門はなるべくリスクを受けないような対応をする。そして、結果として、VFMが達成されなくなる。

当然、細部に渡る交渉の後に、最終的なリスクの配分が決定する。いくつかのリスクは、どちらが負担すべきか暗示的なものもあるが、多くのものは、必ず明確に規定しなければならない。

#### (7) 代替案

要件を決定していくに当たり、応募者に代替案の提出の機会を与えることも必要である。そして、革新的なアイデアを含んだ事業提案書を公共部門が真剣に評価する姿勢を示さなければならない。

また、リスク移転に関し、いくつかの組み合わせがある場合には、それも応募者に伝えるべきである。しかし、まだ、どの組み合わせが最もVFMを達成できるか確定していないので、あくまでも選択肢の一つということを明確に応募者に知らせなければならない。また、仮に公共部門の提案（又は設計）を応募者が利用したとしても、サービスを提供する責任は民間部門にあるということを仕様書に明確に記入しなければならない。

## 4 その他応募者に有益な情報

応募者は、事業提案書の作成やどのリスクを負担するか決めるために、公共部門の現在の運営や組織に関する情報を必要とする。提供しなければならない情報は次のとおりであり、このような情報はアウトプット仕様書を補足するものとして、取り扱われている。

### (1) 組織に関する主な情報

- 構造
- 規模
- 目的及び職務
- 対象及び適切な目標

### (2) 少なくとも、契約の終了時までの当該計画に対する見通し（予想される変更点、課題）に関する情報

### (3) 現在及びこれまでの運営に関する次の情報

- 量、使用法、需要及び傾向
- サービス購入のための費用又は自治体自ら提供するための費用（特別な理由により公開しない方が良いと思われるものを除き、適切な情報提供が必要）
- 技術的な詳細事項（例　備品の種類、コンセントの数など）

### (4) PFIによる手法を採用する理由及び当該調達を実施する理由

### (5) 公共部門の所在地及び当該事業の敷地について

- どこで事業が実施されるのか
- 他の敷地への影響
- 他の敷地とのどのような接点が求められるのか
- 他の敷地（利用可能又は取得予定の場合）

### (6) 当該事業を取り巻く環境

- 同時期に展開する事業
- 政治的環境
- 利用者団体や業界のための要求をする可能性があること

- 適合性
- 将来の開発及び将来の圧力

#### (7) 今後のスケジュール

#### (8) 公共部門のプロジェクト・チームについて

応募者は、事業をどのレベルの者が進行させているのか知りたがる。そこで、プロジェクト・チーム構成員の役割やどのように事業が管理されるのか、また、支払いのための財源をどのように確保するのか説明することを検討しなければならない。

#### (9) 革新的な事業提案書の受入

このことは、書面で再確認されなければならない。

#### (10) 評価基準について

評価基準は、アウトプット仕様書の要件の一つではないが、評価をする手段であり、非常に重要である。そこで、事業提案書を評価するためのいくつかの基準を、ECオフィシャル・ジャーナルや契約書類に記載し、応募者が次のことをできるようにしなければならない。

- 実行可能な方法を展開できること
- 基本項目を提案することを保証されていること
- 提案した方法がどのように判断されるか知ることができること

新たに重要な基準を設定するといった大きな変更は、すべての応募者に知らされるべきであるが、細かい内容については特に説明の必要はない。  
重要な点は、核心となる要件を達成するための事業提案書をどのように評価するかを示すことである。

### 5 その他

アウトプット仕様書の内容を十分に検討するとともに、付随する使用を提供することにより、応募者は革新的なアイデアを創造できることになり、結果としてVFMが達成される。計画初期の段階で費やされる時間は、その後の時間及び費用を削減し、問題点を減らすことになる。

## 付録 PFI 契約済み事業名一覧

1998年6月現在（単位 百万ポンド）

所管省庁	事業名（英語）	事業名（日本語訳）	資産価値
環境運輸地域省 Department for Environment, Transport and Regions	Channel Tunnel Rail Link	海峡トンネル	3,000
	Northern Line Trains	ノーザン・ライン鉄道	400
	8 DBFO roads	DBFO方式道路（8事業）	563
	Second Severn Crossing	第二セvern横断道路	330
	Dartford Bridge	ダートフォード・橋	150
	Heathrow Express	ヒースロー・エクスプレス(空港・市内急行列車)	440
	Midland Metro	ミッド・ランド・メトロ	145
	Croydon Tramlink	クロイドン・トラムリンク	200
	Manchester Metrolink	マンチェスター・メトロリンク	124
	CAA OFDPS		30
	DLR Extension	ドックランド・ライト・レール延線	200
	Waltham Forest HAT		15
	QE2 Conference Centre	クイーン・エリザベスII・コンフェレンス・センター	n/a
	Harrow (IT)	ハロー (IT)	1
	Isle of Wight waste management	怀特島ゴミ処理	13
	Surry CC; homes (LA)	サリー・カウンティ・カウンシル	29
	Kirklees Waste Management	カークリーズ・ゴミ処理	33
	total	計	5,673
国防省 Department for Defence	Army Personnel IT System	陸軍人事ITシステム	150
	Helicopter Simulator	ヘリコプター・シミュレーター	100
	Helicopter Flying School	ヘリコプター訓練校	118
	German White Vehicles		52
	NRTA		25
	LISA (IT)	IT	30
	RAF White Fleet		35
	TAFMIS		14
	HMS Nelson		20
	Material Handling Equipment		18
	Fixed Telecoms		70
	Army mail	陸軍郵便	11
	Hawk Simulator		10
	Others	その他	31
	Tidworth Water & Sewerage	ティドワース上下水道	68
	total	計	752
スコットランド省 Scottish Office	Skye Bridge	スカイ橋	24
	Lothian/Forth Health Board		5
	Northern NHS Trust		6
	Inverness/Fort William water	インヴェル・アーネス/フォート・ウィリアム水道	45
	M74/M6	M74/M6道路	160
	Baldovie Waste to Energy	ボルドヴィー・ウェスト・トゥ・エネルギー	43
	Stirling FE Centre		4
	Highlands & Islands Airport	ハイランズ・アンド・アイランズ・空港	10
	Bowhouse Prison Kilmarnock	ボウハウス刑務所ケルマノック	32
	Hairmyres Hospital	ヘアマイアーズ・病院	70
	Other Health	その他保健分野	48
	total	計	447
貿易産業省 Department of Trade and Industry	Coal Authority		1
ウェールズ省 Welsh Office	Osiris		14
	University Hospital	大学病院	10
	Chepstow Community Hospital	チープストウ地域病院	8
	total	計	32

## 付録 PFI 契約済み事業名一覧（続き）

1998年6月現在（単位 百万ポンド）

所管省庁	事業名（英語）	事業名（日本語訳）	資産価値
社会保障省 Department of Social Security	PRIME		350
	NIRS 2	国民保険記録システム2（IT）	150
	BA/POCL		120
	Newcastle, Longbenton		120
	total	計	740
内務省 Home Office	Bridgend Prison	ブリッジエンド刑務所	74
	Fazackerley Prison	ファザッカーリー刑務所	88
	Lowdham Grange Prison	ローダム・グレンジ刑務所	32
	IND: IT	IT	41
	IND Gatwick		12
	PABX: IT	IT	8
	Cookham Wood STC		10
	Passport Agency: Data	パスポート・エージェンシー:データ	15
	Passport Agency: Supply	パスポート・エージェンシー:発給	15
	Other minor projects	その他小事業	5
	total	計	300
保健省 Department of Health	Norfolk and Norwich		214
	South Bucks		39
	Dartford & Gravesham Hospital	ダートフォード・アンド・グレイヴッシュ病院	115
	Carlisle Hospital	カーライル病院	63
	North Durham		96
	Small projects	小事業	102
	total	計	629
教育雇用省 Department for Education and Employment	Colfox School	コルフォックス学校	15
	Clarendon College	クレランドン・カレッジ	16
	Falmouth College	ファルマス・カレッジ	3
	UCL		28
	Greenwich Student Association		11
	WISPER		3
	12 separate sports facilities		30
	ESCOM		5
	Kings/UMDS		142
	Employment Service IT	雇用サービスIT	150
	total	計	403
内国歳入庁 Inland Revenue	Edinburgh Accommodation	エディンバラ庁舎	9
	Manchester Accommodation	マンチェスター庁舎	29
	Glasgow Accommodation	グラスゴー庁舎	9
	total	計	47
文化メディア・スポーツ省 Department for Culture, Media and Sport	Royal Armouries Museum		42
	British Library Bibliography		22
	Others	その他	5
	total	計	69
大法官府 Lord Chancellor's Department	LOCOS(IT)	IT	11
	ARAMIS		30
	total	計	41
外務省 Foreign & Commonwealth Office	Minerva (IT)	IT	1
	2 Vehicle service contracts		3
	total	計	4

## 付録 PFI 契約済み事業名一覧（続き）

1998年6月現在（単位 百万ポンド）

所管省庁	事業名（英語）	事業名（日本語訳）	資産価値
北アイルランド省 Northern Ireland	Medical Equipment	医療設備	3
	Other small deals		3
	Belfast Hospital Renal Unit		3
	Planning Services IT	IT	3
	total	計	12
重犯罪省 Serious Fraud Office	Document Management IT	書類管理IT	4
税関・間接税務局 Customs and Excise	Subscription Services		-
Total signed deals		合計	9,160

(出典 タスクフォース・ホームページ PFI (Public Private Partnerships): Signed Deals: June 1998)

## 付録 重要事業一覧

付録 重要事業一覧

省庁名	事業		調達手続き進捗状況
文化・デイ・スポーツ省 Department of Culture Media and Sport	British Library *	図書館	—
内務省 Home Office	Central London Estate Marchington and Onley Prisons IT2000 Public Safety Radio Communication Project QUANTUM (IT infrastructure for prisons)	刑務所 IT IT	1998年11月2日までに事業提案書提出 1998年12月最も望ましい入札者選定予定 1999年前半ショートリスト予定 1999年前半最も望ましい入札者選定予定 事業内容見直し中
内国歳入庁 Inland Revenue	Strategic Transfer of Estate to Private Sector		1999年春ECジャーナル予定
法務官府 Law Officer's Department	Case Management IT *		事業内容見直し中
大法官府 Lord Chancellor's Department	Hereford and Worcester, Magistrates' Court LIBRA Magistrates' Court IT services	地域裁判所 地域裁判所IT	1998年6月最も望ましい入札者選定 1998年7月最も望ましい入札者選定
国家預金省 National Savings	Development of PPPs		1998年7月条件交渉
北アイルランド省 Northern Ireland Civil Service	Development of PPPs in the Water Industry Classroom 2000 (Western Education and Library Board/DENI) * Social Security Agency (NI version of ADAPT) *	水道事業	1998年9月最も望ましい入札者選定 1998年11月ECジャーナル予定 1999年前半条件交渉予定
スコットランド省 Scottish Office	Development of Glasgow District Heating System Proposals Glasgow Secondary Schools Estate/ IT service Falkirk Schools Hairmyres and Stonehouse Hospital NHS Trust Law Hospital NHS Trust Royal Infirmary of Edinburgh NHS Trust	学校校舎・IT 学校 病院 病院 病院	— ショートリスト 1998年8月終了 1998年4月終了 1998年6月終了 1998年8月終了
社会保障省 Department of Social Security	ACCORD (IT infrastructure project) Assistance with ADAPT (Benefits Agency field offices) Post Office Computerisation project (BA/POCL) * 郵便局コンピュータ化	IT IT	1998年10月最も望ましい入札者選定予定 大臣による事業内容見直し中 事業内容見直し中
貿易産業省 Department of Trade and Industry	ELGAR (Electronic Government through Administrative Reengineering)		1998年10月終了
ウェールズ省 Welsh Office	A55 Baglan Hospital Bute Avenue *	道路 病院	1998年10月最も望ましい入札者選定予定 1998年10月最も望ましい入札者選定予定 —

(出典 大蔵省タスクフォース1998年10月21日付け記者発表資料)

## 付録 地方団体のPFI事業(PRGS承認分)

(1998年12月3日現在)

所管省庁	事業内容		地方団体名	草分け事業	重要事業	備考
環境運輸地域省	公用車庫及び公用車管理		Islington			契約済み
			Lambeth			契約済み
	IT		Derby			
			Harrow	○		契約済み
			Kent	○		契約済み
			Norwich		○	
	公営住宅	公営住宅	Derby	○		
			Berwick upon Tweed	○		
			North East Derbyshire			契約済み
	エネルギー供給 サービス		Manchester	○		
			Tower Hamlets			
	レジャー		Sefton			
	施設	図書館	Bournemouth	○		
			Brighton			
		技術学習センター	Hackney			
		塩倉庫	Norfolk			
		施設合理化	North Wiltshire			
		事務所	Redcar & Cleveland			
	庁舎		Sheffield	○		
			Shrewsbury & Atcham			
	交通・街灯	街灯	Brent	○		契約済み
			Staffordshire		○	
		インターチェンジ	Doncaster	○		
		ライト・レイル	Nottinghamshire	○	○	
	ゴミ処理		Isle of Wight			契約済み
			Kirklees			契約済み
			Hereford & Worcester	○	○	
			Surry		○	
			South Gloucestershire			
保健省	ケア付き住宅		Greenwich			
			Harrow	○		契約済み
			Richmond			
			Surry	○		契約済み
			Westminster	○		契約済み
	養護施設		Staffordshire			
	多目的施設		Dudley	○		
内務省	警察	警察本庁	Derbyshire			
			Norfolk			
			Thames Valley			
		警察署	Cumbria			
			Derbyshire	○		契約済み
			Dorset			
		訓練施設	Cleveland/Durham			
		騎馬警官施設	Northumbria			契約済み
		地域交通施設	Nottingham			
		ヘリコプター	Wiltshire	○		契約済み
	消防	消防訓練施設	Avon, Somerset & Gloucester			契約済み
			North Yorkshire			
		消防署	Cornwall			
		消防本署	Great Manchester	○		
大法官府	地域裁判所		Derbyshire			
			Hereford & Worcester	○	○	
			Humberside			
			City of Manchester			

## 付録 地方団体のPFI事業(PRG承認分)

(1998年12月3日現在)

所管省庁	事業内容	地方団体名	草分け 事業	重要 事業	備考
教育雇用省	学校 (個別事業)	Dorset	○		契約済み
		Enfield			
		Essex			
		Hillingdon			契約済み
		Kingston upon Hull			契約済み
		Kent			
		Lambeth	○		
		Lancashire			
		Liverpool			
		Leeds			
		Manchester	○		
		Portsmouth			
		Tower Hamlets			
		Waltham Forest			
		Westminster	○		
		Birmingham			
		36校	○		
		6校			
		5校			
		10校			
		7校			
		4校			
		6校			
		6校	○		
		2校			
		126校			
		Tameside			
		2校			
		47校	○		
		3校			
		9校			
	その他	104校のIT	○	○	
		90校の給食	Lewisham		
合計		87事業	23事業	13事業	18事業

## 草分け的事業でPRGの承認を受けていない事業

地方団体名	事業内容
Maidstone Borough Council	Car Park
Doncaster MBC	North Bridge Project
Essex CC	Upgrading of the A130
North Yorkshire CC	A package of 3 Transport Schemes
Devon CC	Upgrading of the Kingskerswell Bypass
Norwich CC	Link road to development land
London Borough of Redbridge	Replacement and Refurbishment of sheltered accommodation
合計	7事業

(出典 PRG承認事業:大蔵省タスクフォース1998年12月3日付け記者発表資料)

草分け的事業:、Public Private Partnership Programme, Report for 1998, 4Ps Pathfinder Projects  
重要事業:大蔵省タスクフォース1998年10月21日付け記者発表資料)

# CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 194 号	英国における民間活力導入施策—The Private Finance Initiative —	2000/3/13
第 193 号	ドイツ地方行政の概要	2000/3/13
第 192 号	英国の新しい市民参加手法—市民パネル、市民陪審を中心として—	2000/3/13
第 191 号	インドネシア・バタム島産業地域の開発と地方行政	2000/2/21
第 190 号	米国の州、地方団体における売上・使用税の概要	2000/1/21
第 189 号	韓国的地方組織改編について	1999/11/30
第 188 号	韓国の女性政策について	1999/10/29
第 187 号	オーストラリアの青少年政策—青少年の生活と直面する諸問題—	1999/10/29
第 186 号	韓国地方公務員制度について	1999/8/30
第 185 号	1998年米国中間選挙—米国の選挙制度—	1999/7/21
第 184 号	メガシティートロントの発足—トロント首都圏の広域合併問題—	1999/3/30
第 183 号	英国の外部監査制度と監査委員会	1999/3/26
第 182 号	欧州連合における姉妹都市提携	1999/3/10
第 181 号	大韓民国の1998年統一地方選挙	1999/3/10
第 180 号	アメリカにおけるホームルール	1999/3/8
第 179 号	米国地方政府における競争手法の導入—メリーランド州モンゴメリーカウンティの場合	1999/2/15
第 178 号	韓国「新都市」について—住宅供給を目的とした街づくり	1999/1/14
第 177 号	シンガポールの福祉政策	1998/12/3
第 176 号	イタリアの地方自治	1998/11/20
第 175 号	イングランドのアーツセンター	1998/10/23
第 174 号	タウンミーティングー住民自治の原型—	1998/10/23
第 173 号	ドイツ地方財政制度の概要	1998/10/7
第 172 号	米国の公的芸術・文化支援政策	1998/8/10
第 171 号	ハンガリーの地方自治	1998/7/24
第 170 号	フィリピンの地方自治	1998/7/24
第 169 号	ベトナムの地方制度	1998/7/10
第 168 号	韓国地方予算制度について	1998/7/10
第 167 号	大韓民国の第15代大統領選挙について	1998/6/25
第 166 号	オーストラリアにおける高齢者福祉	1998/6/10
第 165 号	シンガポールの産業政策	1998/5/15
第 164 号	フランスにおける地域開発—その制度の変遷と事例—(2)	1998/5/15

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい